

## 10 制度の長期的な安定のために

### 国保の都道府県単位化による国保制度の安定的な運営

#### 道 1 国民健康保険基盤安定対策費負担金（昭和63年度開始）

20,245,907千円

国民健康保険の被保険者の保険料（税）負担の緩和及び国民健康保険事業の基盤の安定化を図るため、低所得者の保険料（税）軽減相当額及び低所得者の数に応じて国民健康保険の財政状況その他の事情を勘案して算定した額に対して交付する。

交付先	市町村
負担区分	保険料(税)軽減分 道3/4、市町村1/4 保険者支援分 国1/2、道1/4、市町村1/4

#### 2 国民健康保険財政安定化基金積立金（特別会計）（平成27年度開始）

1,241,674千円

平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことに伴い、予期せぬ給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、財政安定化基金を設置する。

#### 道 3 国民健康保険運営協議会運営事業費（特別会計）（平成28年度開始）

1,152千円

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、設置する。

#### 道 4 国民健康保険保険給付費等交付金（特別会計）（平成30年度開始）

412,423,374千円

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律第75条の2に基づき、市町村等に対して交付する。

交付先	市町村、広域連合
交付額	[普通交付金]・保険給付費分 [特別交付金]・国特別調整交付金分 ・都道府県繰入金分（2号分） ・特定健康診査・保健指導負担金分 ・保険者努力支援制度分

## 医療費の適正化等に向けた取組

### 新道1 保険者努力支援事業費（平成30年度開始）

200,000千円

国保の都道府県単位化に伴い、道も保険者の一員として、広域的に市町村の医療費の適正化を図る上で必要な支援を行い、道内全体の医療費の適正化を図る。

事業内容 特定健診受診率の向上、ジェネリック医薬品の使用及び保険料収納率向上に係る普及啓発、収納率向上アドバイザーの派遣、KDBデータの活用による医療費データの分析、レセプト二次点検の広域化の検討 など

### 新道2 道国保ヘルスアップ支援事業費（平成30年度開始）

25,211千円

国保の都道府県単位化に伴い、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組を推進していく必要があることから、道内市町村国保における保健事業の充実・推進に向けた取り組みを行う。

事業内容 国保保険者が、医療機関から検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして活用する取組の実施。

## 介護保険の安定的な運営に向けた環境づくり

### 道1 介護保険給付費負担金

65,592,540千円

介護保険制度における介護給付及び予防給付に要する費用について、介護保険法第123条に基づき市町村に対し費用を負担する。

負担割合 保険料50%（第1号被保険者21%、第2号被保険者29%）  
公 費50%（国定率負担：居宅20%・施設15%、国調整交付金5%、  
道：居宅12.5%・施設17.5%、市町村12.5%）

### 2 介護保険財政安定化基金積立金

222,657千円

市町村の保険財政における第1号被保険者の保険料の未納や給付費の見込み誤り等による財政不足について、資金の貸付、交付を行うため、財政安定化基金を設置する。

### 道3 介護保険料軽減負担金（平成27年度開始）

346,909千円

介護保険制度における世帯非課税に対する1号保険料軽減に要する費用について、介護保険法第124条の2の規定により、市町村に対し費用を負担する。

負担区分 国1/2、道1/4、市町村1/4

## 4 介護給付費・訓練等給付費負担金（平成18年度開始）「再掲」

35,773,462千円

障害者総合支援法に基づき、障がい者が利用する障害福祉サービス費用に対して市町村が行う給付への負担を行う。

負担区分 国1/2、道1/4、市町村1/4

### 後期高齢者医療制度の安定的な運営

## 道1 後期高齢者医療給付事業費負担金

66,962,291千円

(昭和48年1月国の制度開始…昭和58年2月新制度へ移行…平成20年4月新制度へ移行)

後期高齢者医療制度に加入する75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある方の医療費に要する経費を負担する。

交付先 北海道後期高齢者医療広域連合  
負担割合 公費5割（国：道：市町村＝4：1：1）  
支援金4割  
保険料1割

## 道2 後期高齢者医療保険基盤安定負担金（平成20年度開始）

13,928,541千円

後期高齢者医療制度の被保険者の保険料負担の緩和を図るため、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に対して行う保険料の軽減措置相当額に対して負担する。

交付先 市町村  
負担割合 道3/4、市町村1/4

## 道3 後期高齢者医療高額医療費支援事業費負担金（平成20年度開始）

3,867,952千円

高額医療の発生に伴う北海道後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、一定額を超える医療費のうち保険料で賄う部分について負担する。

交付先 北海道後期高齢者医療広域連合  
交付対象額 80万円を超える医療費  
負担割合 国1/4、道1/4、北海道後期高齢者医療広域連合(保険料)1/2

## 4 後期高齢者医療財政安定化基金積立金（平成20年度開始）

681,198千円

見込みを上回る給付費増や保険料未納による財源不足及び保険料の増加抑制に対し、北海道後期高齢者医療広域連合に交付・貸付を行うための財政安定化基金を設置する。

道5 高齢者の医療の確保に関する法律施行事務費

4,646千円

(昭和57年度開始…平成20年4月新制度へ移行)

後期高齢者医療の適正化に向けた取組を行い、後期高齢者医療費対策の推進を図る。

事業内容 レセプト点検実地指導、後期高齢者医療事務技術的助言等、後期高齢者医療事務担当職員会議の開催、後期高齢者医療受給資格障害認定